

地域防災計画（風水害対策計画編）の改訂について

1 改訂概要

(1) 背景

現行計画は、災害対策基本法の改正や水防法などの改正に基づき、市内河川の監視水位の変更、気象庁による各種警報及び注意報の発表基準の変更を主な変更点とする改訂を平成29年に行いました。

その後、災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改定などがあり、上位計画である国の防災基本計画も令和3年5月に修正され、神奈川県地域防災計画も今年度改訂する予定です。

そこで、それら上位計画の改訂に合わせ、本市としても改訂するものです。

(2) 主な変更点

上記背景に基づき改訂素案を事務局でとりまとめ、令和3年(2021年)7月30日付横浜市危第25号で本市防災会議委員の皆様にご意見を踏まえてパブリック・コメント手続を行い、改定案を示しております。

その主な変更点は次の通りです。

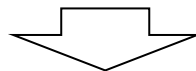
①災害対策基本法等の改正に伴う内容の反映

令和3年5月20日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化されるなどの改正がありました。

この改正を受け避難情報の類型など、関連する記述を修正します

第3部第5章第2節 避難情報の発令 1 避難情報の3類型 (一部抜粋) 【現行】

種別	住民の行動	
避難指示(緊急)	○避難所等へ直ちに避難 ○避難中の場合は、直ちに避難を完了 ○避難するいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動	
避難勧告	自助	避難が必要な住民は、避難所等に避難を開始
	共助	隣近所への声かけなど、避難が円滑に行われるよう、行政が行う避難誘導等に協力
避難準備・高齢者等避難開始	自助	時間帯、家族構成、地域の特性、住居の状況などすべての要素を考慮して、自主的な避難や住居内での安全な場所(2階等)への移動など、身の安全の確保
	共助	○地域における避難行動要支援者への避難支援行動の開始 ○その他、自主避難に備えた町内会館の開館など、地域での災害への備えの実施



避難情報等	住民がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●住民がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●住民がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●住民がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

また、前回改訂以降、令和3年3月に大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「土砂キキクル」という愛称になったことや、令和3年5月に「避難勧告等に関するガイドライン」が「避難情報に関するガイドライン」に改定され、警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表などが更新されたため、「気象警報及び注意報」、「その他の注意情報等」の情報や「高齢者等避難の発令」、「避難指示の発令」など、関連する箇所を修正します。

②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関する記載

平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在し、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画の作成と市長への提出、計画に基づく避難訓練の実施が義務化されました。

また、令和 3 年 5 月に水防法等が一部改正され、避難確保計画に基づいた訓練を実施した際、市長への訓練結果報告が義務化されました。

これらを受け、今回の改訂で別紙に地域防災計画に該当する要配慮者利用施設を位置付けると共に、要配慮者利用施設の範囲や避難確保計画の作成等について、関連する記述を追加します。

③神奈川県水防計画の改訂に伴う内容の反映

平成 31 年 4 月に神奈川県が東京湾沿岸を水位周知海岸に指定するとともに高潮特別警戒水位を設定し、高潮浸水想定区域を指定・公表しました。その後、令和 3 年 5 月に相模灘沿岸においても同様に高潮特別警戒水位などを指定・公表し、その内容を神奈川県水防計画に反映する改訂をしました。

そこで、今回の改訂で東京湾沿岸及び相模灘沿岸の高潮特別警戒水位などについて、関連する記述を追加します。

④自主避難所に関する記載

令和元年 9 月台風 15 号の対応から運用を開始した自主避難所について、風水害時避難所の開設・運営に新たな項目を追加するなど、関連する記述を追加します。

⑤文言修正

前回改訂以降の組織改正に伴う名称変更や意見照会で頂いたご意見を反映するなど、関連する事項について記載内容を修正します。

2 パブリック・コメント手続実施結果

(1) 期間

令和 3 年 11 月 10 日 (水) ～令和 3 年 12 月 1 日 (水)

(2) 結果

提出された意見等はありませんでした。